

# 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等 に関する意見

(公社) 全日本トラック協会

## 1. 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正案について

- (1) 書面化の推進については賛同するが、トラック運送事業者及び荷主等に対する周知が現状では不十分であり、運送引受書の交付を義務づけることは反対である。
- (2) 書面化の周知および浸透を十分に図るためには、書面化推進ガイドラインを有効に活用すべきであり、現行のスケジュール案は拙速である。
- (3) 運送引受書の保存については、運送事業者のみでなく、運送の申込者（荷主等）に対しても義務づけるべきである。
- (4) 基本契約を締結している運送、下請法3条書面を交付している運送については、本改正案の適用除外とされたい。

## 2. 標準貨物自動車運送約款の一部改正案について

- (1) 改正案のうち、「事業者が不要とした場合を除いて」の文言を削除し、運送状等の交付を荷主等に対して義務化すべきである。
- (2) 運送状等の交付については、約款の改正だけでは荷主等に対して実効性が上がらないため、法律改正を伴う制度設計により、荷主等に義務づけるべきである。

### 3. トラック運送業における書面化推進ガイドライン案について

- (1) 実運送事業者のみに書面化を義務づけるのではなく、荷主から実運送事業者に至るすべての取引における書面化が必要である。(P 7 図2)
- (2) 現在すでに書面交付を行っている事業者は、新たに別の書面を作成することなく、既存の書面を活用できるようにされたい。
- (3) 本来運賃は車上受け車上渡しであり、積卸し等の附帯作業は含まれていない。本ガイドラインにおいて運賃の定義に関する記載があるが、別途通達等において運賃・料金の定義について明確にされたい。
- (4) 印紙税の取扱いについて、本ガイドライン等で明確に示されたい。
- (5) 地方パートナーシップ会議のもとで、地方運輸局・経済産業局が中心となり、書面交付の実証実験を行うべきである。一定期間の実証実験において問題点を整理した上で、本ガイドラインを発出すべきである。

### 4. その他

- (1) 書面化の推進については、継続的取引における基本契約締結の促進を最優先の取組事項とすべきである。
- (2) 国土交通省・経済産業省に通報窓口を設け、書面交付に応じない荷主等に対し、適切に指導していただきたい。